

海蔵地区市民センターの所管区域(海蔵地区)の表示

:新しい表示

条例	西阿倉川地区	東阿倉川地区	末永地区	野田地区
① 四日市市役所支所及び同出張所 設置条例制定 昭和22年6月1日適用	大字西阿倉川	大字東阿倉川	大字末永	大字野田
② 四日市市役所出張所設置条例 改正 昭和39年5月1日適用、 但し陶栄町・滝川町・本郷町・末永 町は9月1日から適用	大字西阿倉川 <u>みゆきヶ丘一丁目</u>	大字東阿倉川 <u>阿倉川町</u> <u>万古町</u> <u>三ツ谷町</u>	大字末永 <u>末永町</u> <u>本郷町のうち1番～4番、6番～14番</u> <u>陶栄町のうち1番(8号、9号)、3番(8号～21号)、4番、5番(4号 ～9号)、7番、8番</u> <u>滝川町のうち5番～7番、8番(9号～14号)、12番(5号、6号、8 号～10号)、13番、14番、15番(1号～6号、18号 ～21号)、16番、17番(5号～9号)</u>	変更なし
③ 四日市市役所出張所設置条例 改正 昭和40年4月1日施行	大字西阿倉川 <u>みゆきヶ丘一丁目</u> <u>みゆきヶ丘二丁目</u>	変更なし	変更なし	変更なし
④ 四日市市役所出張所設置条例 改正 昭和42年5月1日適用	変更なし	大字東阿倉川 阿倉川町 万古町 三ツ谷町 <u>三ツ谷東町</u>	変更なし	変更なし
⑤ 四日市市役所出張所設置条例 改正 昭和45年7月10日施行	変更なし	変更なし	大字末永 末永町 <u>本郷町</u> ※陶栄町、滝川町は橋北地区市民センター所管区域となる。	変更なし
⑥ 上記条例を廃止し、四日市市地区 市民センター設置条例制定 昭和55年4月1日施行	変更なし	変更なし	変更なし	<u>野田一丁目</u> <u>野田二丁目</u>
条例	西阿倉川地区	東阿倉川地区	末永地区	野田地区

⑦ 四日市市地区市民センター条例 改正 平成12年12月28日施行	変更なし	大字東阿倉川 阿倉川町 万古町 三ツ谷町 三ツ谷東町 <u>阿倉川新町</u>	変更なし	変更なし
---	------	--	------	------

上記②「本郷町」、「陶栄町」、「滝川町」の海蔵地区市民センター、橋北地区市民センターの各所管区域

	海蔵地区市民センター所管区域	橋北地区市民センター所管区域
四日市市出張所設置条例 昭和39年9月1日から適用	本郷町のうち1から4番、6から14番 陶栄町のうち1番(8、9号)、3番(8～21号) 4番、5番(4～9号)、7番、8番 滝川町のうち5～7番、8番(9～14号) 12番(5号、6号、8から10号) 13番、14番、15番(1～6号、18から21号)、16番、17番(5～9号)	本郷町5番 陶栄町のうち1番(1～7号、10から16号)、2番 3番(1～7号、22～24号) 5番(1～3号、10～16号)、6番 9番から13番 滝川町のうち1～4番、8番(1～8号、15～20号) 9～11番、12番(1～4号、7号、 11～18号)、15番(7～17号) 17番(1～4号、10～16号) 18～20番

※本郷町は、その後の「末永・本郷土地区画整理事業」により新たな街区となり、今後新たな住居表示が付されます。